平成25年(厚)第1356号

平成26年10月31日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。) の再審査請求の趣旨は、障害基礎年金及び 障害厚生年金(以下、併せて「障害給付」 という。)の支給を求めるということであ る。

第2 再審査請求に至る経緯

- 1 請求人は、うつ病、不安障害(以下、併せて「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成○年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、主位的に障害認定日による請求として、予備的に事後重症による請求として、障害給付の裁定を請求した。
- 2 厚生労働大臣は、年金請求書に添付さ れた診断書等により請求人の当該傷病に よる障害の状態(以下「本件障害の状態」 という。)を診査した結果、障害認定日 による請求については、平成○年○月○ 日付で、請求人に対し、障害認定日にお ける本件障害の状態は、国民年金法(以 下「国年法」という。) 施行令(以下「国 年令」という。) 別表(障害年金1級、 2級の障害の程度を定めた表)・厚生年 金保険法(以下「厚年法」という。)施 行令(以下「厚年令」という。)別表第 1 (障害年金3級の障害の程度を定めた 表) に定める程度に該当しないとして、 障害給付を支給しない旨の処分(以下「原 処分A」という。)をし、事後重症によ る請求については、平成○年○月○日付 で、裁定請求日における本件障害の状態 は、厚年令別表第1に定める3級の程度 に該当するとして、受給権発生日を平成 ○年○月○日とする障害等級3級の障害 厚生年金を支給する旨の処分をし、もっ て、これを超える障害給付を支給しない

旨の処分(以下「原処分B」といい、原処分Aと併せて、「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服とし、標記の 社会保険審査官に対する審査請求を経 て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当審査会の判断

1 本件記録によれば第2記載の事実が認められ、当該傷病の初診日が平成○年○月○日であること及び障害認定日が上記初診日から1年6月を経過した平成○年○月○日となることについては、当事者間に争いがないと認められるところ、障害認定日を受給権発生日とする障害厚生年金の支給を受けるためには、障害認定日における障害の状態が厚年令別表第1に定める障害等級3級の程度以上に該当することが必要とされている。そうして、障害等級2級以上の障害厚生年金を受給する者には、併せて障害基礎年金が支給されることになっている。

また、事後重症による請求として障害 等級2級以上の障害給付の支給を受ける ためには、裁定請求日における本件障害 の状態が、国年令別表に定める程度(1 級又は2級)に該当しなければならない。

2 当該傷病により障害等級2級の障害給 付が支給される程度の障害の状態につい ては、国年令別表の2級16号に、「精 神の障害であつて、前各号と同程度(注: 日常生活が著しい制限を受けるか又は日 常生活に著しい制限を加えることを必要 とする程度)以上と認められる程度のも の」が、障害等級3級の障害厚生年金が 支給される障害の程度としては、厚年令 別表第1の3級13号に、「精神又は神 経系統に、労働が著しい制限を受けるか、 又は労働に著しい制限を加えることを必 要とする程度の障害を残すもの」、3級 14号に「傷病が治らないで、身体の機 能又は精神若しくは神経系統に、労働が 制限を受けるか、又は労働に制限を加え ることを必要とする程度の障害を有する ものであつて、厚生労働大臣が定めるも の」が、それぞれ定められている。

そして、障害の程度を認定するため のより具体的な基準として、社会保険庁 により発出され、同庁の廃止後は厚生労 働省の発出したものとみなされて、引き 続き効力を有するものとされ、障害の認 定と給付の公平を期するための尺度とし て、当審査会もこの認定基準に依拠する のが相当であると考える「国民年金・厚 生年金保険障害認定基準」(以下「認定 基準」という。)が定められているところ、 認定基準の第2の「1障害の程度」によ れば、障害等級2級の障害の状態は、身 体の機能の障害又は長期にわたる安静を 必要とする病状が、日常生活が著しい制 限を受けるか又は日常生活に著しい制限 を加えることを必要とする程度のものと するとされ、この日常生活が著しい制限 を受けるか又は日常生活に著しい制限を 加えることを必要とする程度とは、必ず しも他人の助けを借りる必要はないが、 日常生活は極めて困難で、労働により収 入を得ることができない程度のものであ り、例えば、家庭内の極めて温和な活 動(軽食作り、下着程度の洗濯等)はで きるが、それ以上の活動はできないもの 又は行ってはいけないもの、すなわち病 院内での生活でいえば、活動の範囲がお おむね病棟内に限られるものであり、家 庭内の生活でいえば、活動の範囲がおお むね家屋内に限られるものとされ、障害 等級の3級の障害の状態は、労働が著し い制限を受けるか又は労働に著しい制限 を加えることを必要とする程度のものと し、傷病が治らないものにあっては、労 働が制限を受けるか又は労働に制限を加 えることを必要とする程度のものとする とされている。

認定基準の第3第1章第8節の精神の障害によれば、精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを2級に、労働が著しい制限を受け

るか又は労働に著しい制限を加えること を必要とする程度の障害を残すもの、及 び労働が制限を受けるか又は労働に制限 を加えることを必要とする程度の障害を 有するものを3級に該当するものと認定 するとされている。そして、精神の障害 は、多種であり、かつ、その症状は同一 原因であっても多様であるので、認定に 当たっては具体的な日常生活状況等の生 活上の困難を判断するとともに、その原 因及び経過を考慮するとされ、精神の障 害は、「統合失調症、統合失調症型障害 及び妄想性障害」、「気分(感情)障害」、 「症状性を含む器質性精神障害」、「てん かん」、「知的障害」、「発達障害」に区分 され、気分(感情)障害による障害で2 級及び3級に相当すると認められるもの の一部を例示するとして、2級について は、「気分、意欲・行動の障害及び思考 障害の病相期があり、かつ、これが持続 したり又はひんぱんに繰り返したりする ため、日常生活が著しい制限を受けるも の」が、3級については、「気分、意欲・ 行動の障害及び思考障害の病相期があ り、その病状は著しくないが、これが持 続したり又は繰り返し、労働が制限を受 けるもの」が、それぞれ掲げられている。 さらに、気分(感情)障害は、本来、症 状の著明な時期と症状の消失する時期を 繰り返すものであり、したがって、現症 のみによって認定することは不十分であ り、症状の経過及びそれによる日常生活 活動等の状態を十分考慮し、日常生活能 力等の判定に当たっては、身体的機能及 び精神的機能を考慮の上、社会的な適応 性の程度によって判断するよう努め、現 に仕事に従事している者については、労 働に従事していることをもって、直ちに 日常生活能力が向上したものと捉えず、 その療養状況を考慮するとともに、仕事 の種類、内容、就労状況、仕事場で受け ている援助の内容、他の従業員との意思 疎通の状況等を十分確認したうえで日常 生活能力を判断するとされている。

3 障害認定日当時における本件障害の状

態について判断する。

a 病院 b 科·A 医師(以下「A 医師」 という。) 作成の平成〇年〇月〇日現症 に係る平成○年○月○日付診断書(以下 「本件障害認定日診断書」という。) によ れば、障害の原因となった傷病名には当 該傷病が掲げられた上で、発病から現在 までの病歴及び治療の経過等は、請求人 の妻(B) が平成〇年〇月〇日に陳述し たとして、平成○年○月息苦しくなり、 不眠、不安、緊張感、抑うつ状態で経過、 最近は不安、抑圧がひどく、緊張し、過 労傾向にあり、平成○年○月○日○○へ 出張時は、不安、緊張で呼吸ができなく なり、救急病院に受診するため、○○○ で下車することになった、自律神経症状、 緊張、過呼吸発作を併発し、思考、判断力、 集中を欠き、意欲障害、易疲労、自信喪 失、不眠、不安があり、 a 病院を受診し たとされ、診断書作成医療機関における 初診時(平成○年○月○日)所見として は、抑うつ、不安、焦燥、集中力の減退、 不眠、意欲障害、自律神経症状、過呼吸 発作、心気的訴えがあり、気分障害が続 いていたとされている。障害の状態(平 成〇年〇月〇日現症) は、病状又は状態 像として、抑うつ状態(思考・運動制 止、憂うつ気分、自律神経症状、不安発 作、過呼吸)、統合失調症等残遺状態(意 欲の減退)、その他(自律神経障害症状、 不眠、易疲労性)があり、具体的には、 自律神経症状を発現し、不安、抑うつを 訴え、気分的にも、なお不安定であり、 頚部、肩などに末梢循環障害を認め、自 信を欠いているが、初診時よりはかなり 改善し、以前の様な自己評価の低下など は減少しているとされ、生活環境は、同 居者ありの在宅生活で、対人関係は一応 可能であるが、非常に疲れ、翌日まで持 ち越すことが多いとされ、日常生活能力 の判定では、身辺の安全保持及び危機対 応は、助言や指導をしてもできない若し くは行わない、適切な食事、通院と服薬 (要) は自発的にあるいはおおむねでき るが時には助言や指導を必要とし、身辺

の清潔保持、金銭管理と買い物、他人と の意思伝達及び対人関係、社会性は、(自 発的かつ適正に行うことはできないが) 助言や指導があればできる程度で、日常 生活能力の程度は、「(4) 精神障害を認 め、日常生活における身のまわりのこと も、多くの援助が必要である。」と判断 され、現症時の就労状況は、「再就労は しているも、リハビリ中で、休み勝ちで ある。」、身体所見(神経学的な所見を含 む。) は、「不安発作による過呼吸を認め、 不安で死にそうになる事あり。」、現症時 の日常生活活動能力及び労働能力は、「現 状では、なお、抑うつ的に経過し、集中 力なく、判断、決断などに問題をみるた め、又、気分安定を欠くため、就労は不 可能です。」とされ、予後は「不詳」と されている。

以上のような障害認定日における本件 障害の状態は、思考・運動制止、憂うつ 気分の抑うつ状態に、不安発作、過呼吸 の自律神経症状が加わり、身辺の安全保 持及び危機対応が助言や指導をしてもで きない若しくは行わない、身辺の清潔保 持、金銭管理と買い物、他人との意思伝 達及び対人関係、社会性が(自発的かつ 適正に行うことはできないが) 助言や指 導があればできるとされ、適切な食事、 通院と服薬(要)は自発的にあるいはお おむねできるが時には助言や指導を必要 とし、現状では、なお、抑うつ的に経過し、 気分安定を欠くため、就労は不可能とさ れている。しかしながら、請求人に係る 被保険者記録照会回答票(資格画面)に よれば、障害認定日から1か月後の平成 ○年○月○日の標準報酬月額は○○万 円、同年○月の賞与は○○万円とされ、 請求人作成の平成○年○月○日付病歴・ 就労状況等申立書(以下「請求人申立書」 という。) によれば、障害認定日当時は、 精神安定剤、睡眠薬を必要とし、休日に は24時間起きていたり、18時間以上 眠っていたりと、生活リズムがひどく乱 れていたとされているが、自動車で40 分をかけて通勤し、自動販売機営業職と

して、月に22~21日勤務していたとされており、障害認定日当時において、請求人は、抑うつ状態、自律神経症状等があり、非常に疲れるが、対人関係は一応可能とされ、就労も継続して行われていたことから、障害認定日における本受いたことから、障害認定日におけるを受ける本程度の障害を残すものや対した。とする程度の障害を残すものを対したを必要とする程度の障害を残すものに該当するとするとまではいえず、の程度のでは該当しないともとよりそれより重には該当しないし、もとよりそれより重には該当しないと、もとよりそれより重には該当しない。

なお、請求人は、審査請求時にA医師 作成の平成○年○月○日現症に係る平成 ○年○月○日付診断書(以下「訂正隨害 認定日診断書」という。) を提出してい る。訂正障害認定日診断書によれば、日 常生活能力の判定では、本件障害認定日 診断書の記載内容に比較して、適切な食 事、金銭管理と買い物、他人との意思伝 達及び対人関係、社会性の4項目につい ては1段階より重度に、通院と服薬 (要) については、2段階より重度に訂正され ていることが認められるものの、訂正障 害認定日診断書は、請求人が、原処分の 内容を知り得た後に請求人の要請によっ て作成されたものと認められ、日常生活 能力の判定を訂正した根拠は明らかでは なく、請求人あるいはその家族の申立て によって訂正されたものではないと、こ れを否定し得る他のいかなる客観的資料 も見出すことはできないことから、訂正 **隨害認定日診断書を採用することはでき** ない。

4 裁定請求日当時における本件障害の状態について判断する。

A医師作成の平成○年○月○日現症に 係る同月○日付診断書(以下「本件裁定 請求日診断書」という。)によれば、障 害の原因となった傷病名には当該傷病が 掲げられた上で、病状又は状態像とし て、抑うつ状態(思考・運動制止、刺激 性、憂うつ気分、不安、焦燥、自律神経 障害)、統合失調症等残潰状態(意欲の 減退)、易疲労、不安、不眠、抑うつ気 分があり、具体的には、最近でも、なお、 抑うつ的に経過し、不安、気分変動が出 現し、集中力や決断力などに問題をみ、 意欲低下を認める事が多いとされ、生活 環境は、同居者ありの在宅生活で、なお、 ストレス耐性を欠き、疲れ易く、集中力 が続かず、対人的にも不安要因が多いと され、日常生活能力の判定では、他人と の意思伝達及び対人関係は助言や指導を してもできない若しくは行わないとさ れ、適切な食事、身辺の清潔保持、金銭 管理と買い物、通院と服薬 (要)、身辺 の安全保持及び危機対応、社会性は、い ずれも(自発的かつ適正に行うことはで きないが) 助言や指導があればできると され、日常生活能力の程度は、「(4)」と 判断され、現症時の就労状況は、現時点 では、就労不可能であり、経済的基盤は 確定しておらず、支援、援助が必要であ り、身体所見(神経学的な所見を含む。) は、自律神経症状、易疲労があり、不安 発作が発現しやすいとされ、障害者自立 支援法に規定する自立訓練、共同生活援 助、共同生活介護、在宅介護、その他障 害福祉サービス等の利用はなく、現症時 の就労状況は、「現在でも、抑うつ的に 経過し、ストレス耐容性を欠き、意欲障 害をみとめ、社会性に問題を残している ため、就労は続かない。」、予後は「不詳」 とされている。

このような裁定請求日当時における本件障害の状態は、思考・運動制止、刺激性、憂うつ気分、不安、焦燥、自律神経障害の抑うつ状態に、統合失調症等残遺状態の意欲の減退、易疲労、不安、不眠、抑うつ気分があり、日常生活能力の判定は、他人との意思伝達及び対人関係は助言や指導をしてもできない若しくは行わない、その余の項目は(自発的かつ適正に行うことはできないが)助言や指導をしてもできない若しくは行わないとされ、

日常生活能力の程度は、精神障害を認 め、日常生活における身のまわりのこと も、多くの援助が必要であるとされてい る。請求人に係る被保険者記録照会回答 票(資格画面)をみると、請求人は、平 成〇年〇月〇日に厚生年金保険被保険者 資格を喪失し、その後の平成○年○月○ 日に同資格を再取得し、裁定請求日当時 の平成○年○月○日の標準報酬月額は、 障害認定日当時の標準報酬月額に比べて 著しく少ない○万○○○○円とされてい る。そうすると、裁定請求日当時におい て、請求人は、抑うつ状態に加え、統合 失調症等残遺状態、自律神経症状が継続 しており、労働に著しい制限が認められ ることから、その障害の状態は、3級の 例示である「気分、意欲・行動の障害及 び思考障害の病相期があり、その病状は 著しくないが、これが持続したり又は繰 り返し、労働が制限を受けるもの」に該 当する。しかしながら、2級の例示であ る「気分、意欲・行動の障害及び思考障 害の病相期があり、かつ、これが持続し たり又はひんぱんに繰り返したりするた め、日常生活が著しい制限を受けるもの」 には該当せず、国年令別表に定める2級 の程度に該当しないし、もとよりそれよ り重い1級の程度に該当しない。

なお、請求人は、審査請求時にA医師 作成の平成○年○月○日現症に係る平成 ○年○月○日付診断書(以下「訂正裁定 請求日診断書」という。)を提出している。 訂正裁定請求日診断書の日常生活能力の 判定をみると、本件裁定請求日診断書の 判断に比較して、身辺の清潔保持、金銭 管理と買い物、身辺の安全保持及び危機 対応の3項目について、より重度に訂正 されているものの、訂正裁定請求日診断 書は、請求人が原処分の内容を知り得た 後に、請求人の要請によって作成された 診断書であると認められ、日常生活能力 の判定を変更した具体的な根拠を明らか にすることはできず、請求人あるいはそ の家族の申立てによって修正したもので はないと、これを確実に否定し得るよう

な他のいかなる客観的資料も見出すことはできない。よって、訂正裁定請求日診断書を採用することはできないし、本件請求日診断書及び認定基準に基づいてなされた裁定請求日における本件障害の状態についての認定・判断が左右されることにはならない。また、請求人は、追加資料として、A医師作成の平成○年○月○日現症に係る同日付診断書を提出しているものの、認定対象とすべき裁定請求日からおよそ1年7か月後の現症について記載した診断書であることから、これを認定の用に供して、障害認定日あるいは裁定請求日における障害の状態について判断することはできない。

5 以上みてきたように、請求人の当該傷病による障害の状態は、障害認定日当時においては、国年令別表及び厚年令別表第1に定めるいかなる程度にも該当しないものであり、裁定請求日当時においては、国年令別表に定める2級の程度以上に該当しないことから、原処分は相当であって、取り消すことはできず、本件再審査請求は理由がないので、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。